

— 子どもは、小城市のたから —

第2期 小城市子ども・子育て 支援事業計画

概 要 版



令和2年3月
小城市

計画策定の背景及び趣旨

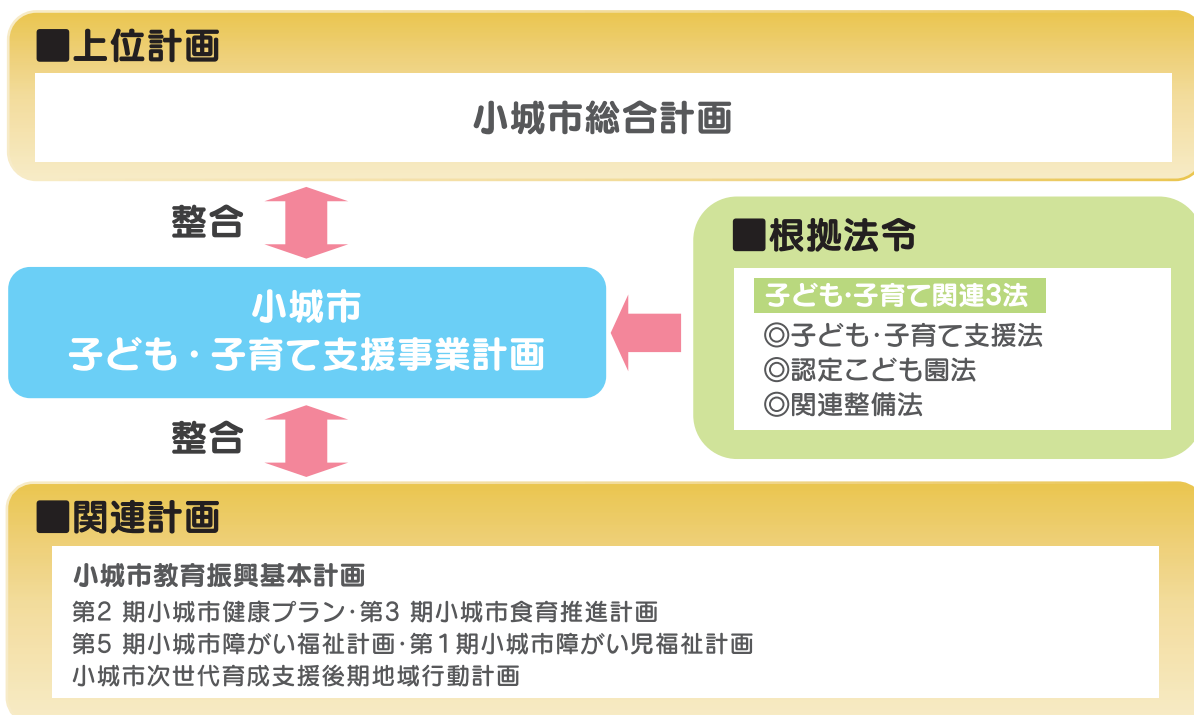
少子高齢化が進行する中で、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。さらに、平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行以来、「待機児童解消加速化プラン」、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備や、保育士等の処遇改善等、幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充と質の向上に取り組み、令和元年 10 月からは、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）等に基づく幼児教育・保育の無償化が開始されています。

小城市においては、平成 27 年度より子ども・子育て支援新制度を踏まえて、また、これまで実施してきた「次世代育成支援行動計画」も包含し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。

依然として、子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子どもは、小城市のたから」という小城市の基本とする考え方のもと「子どもが自分らしく笑顔で育っていけるまち」を基本理念として踏襲し、幼児教育・保育の無償化にも対応した「第 2 期小城市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の性格と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものであり、また、本市の関連計画との整合を図ることとします。策定に当たっては、子ども・子育て支援を始め、関連の深い「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」「第 2 次小城市教育振興基本計画」等における取組みを踏まえ、同時に上位計画となる小城市総合計画と整合性を持ったものとしています。



計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題などを踏まえた見直しを行った上で、新たに次期5年間の計画を策定します。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
第1期計画推進期間					第2期計画推進期間					次期
				見直し 年度					見直し 年度	

子ども・子育て支援事業計画の対象範囲

本計画は、おおむね18歳までの子どもと子育て家庭・保護者を対象としており、教育や保育をはじめ、次世代育成支援行動計画から継続している施策や様々な子育てに関する支援施策を盛り込んでいます。

0歳	1～5歳	6～11歳	12～17歳
乳児期	幼児期	小学生	中学生以上
幼児期の学校教育・保育			
地域子ども・子育て支援事業 (右記・下記以外)		地域子ども・子育て支援事業 「放課後児童クラブ(放課後児童 健全育成事業)」	
地域子ども・子育て支援事業「利用者支援事業」「養育支援訪問事業」			
子ども・子育て支援法における「子ども」とは、 十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(第6条)			

子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）

潜在的な教育・保育の需要を把握し、子育てがよりしやすくなるための事業の把握と課題、取組への評価、要望などを把握するためにニーズ調査を行いました。

●調査対象・配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる世帯	1,000 票	645 票	64.5%
小学生児童のいる世帯	1,000 票	701 票	70.1%

子どもの推計

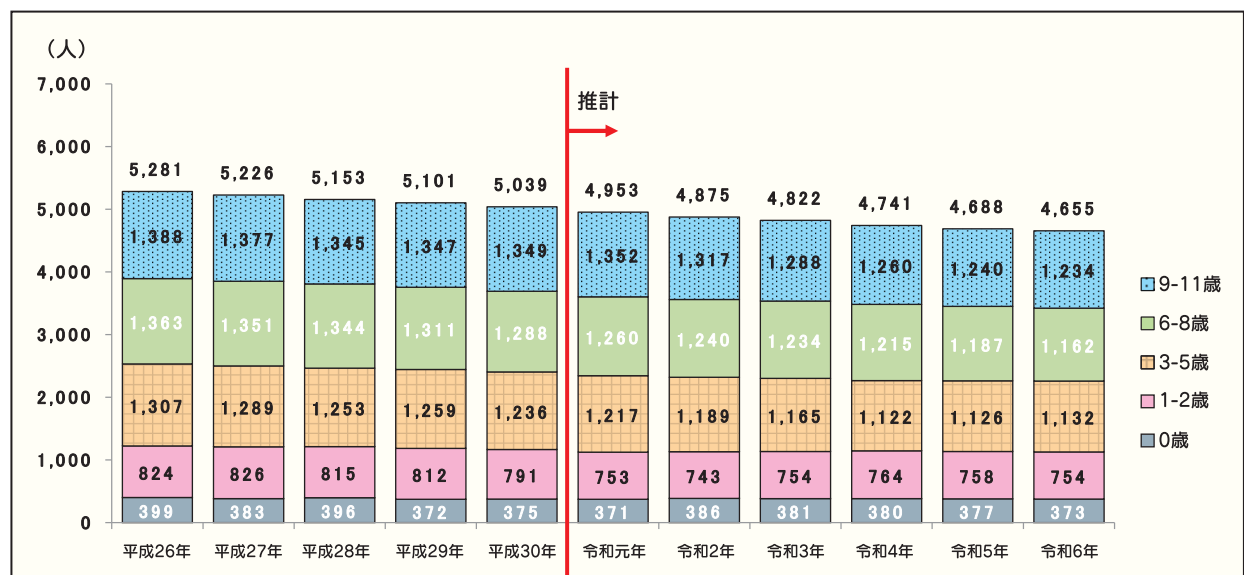
令和6年までの子ども数の推計結果は次の通りです。0～5歳、6～11歳ともに微減傾向が見込まれ、子ども数は減少していくものと推計されます。

平成26～30年(各10月1日現在)の住民基本台帳データを基に、国の手引きに沿ったコーホート変化率法を用いて、人口推計したものです。コーホート変化率は過去4区間の幾何平均値を使用し、出生率は過去4区間の経年変化(平成26～30年のトレンド)で推計し、計算しています。

■児童人口の実績と推計

	実績(各年10月1日)					推計(各年4月1日)						伸び率 (H30-R6)
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	399	383	396	372	375	371	386	381	380	377	373	-0.5%
1歳	410	414	402	415	381	375	371	386	381	380	377	-1.0%
2歳	414	412	413	397	410	378	372	368	383	378	377	-8.0%
3歳	426	407	417	417	396	410	378	372	368	383	378	-4.5%
4歳	455	433	409	432	410	400	414	382	375	371	386	-5.9%
5歳	426	449	427	410	430	407	397	411	379	372	368	-14.4%
6歳	473	432	450	430	404	431	408	398	412	380	373	-7.7%
7歳	453	472	429	454	428	404	431	408	398	412	380	-11.2%
8歳	437	447	465	427	456	425	401	428	405	395	409	-10.3%
9歳	459	439	451	463	433	459	428	404	431	408	398	-8.1%
10歳	478	462	430	453	461	431	457	426	402	429	406	-11.9%
11歳	451	476	464	431	455	462	432	458	427	403	430	-5.5%

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	伸び率 (H30-R6)
0歳	399	383	396	372	375	371	386	381	380	377	373	-0.5%
1-2歳	824	826	815	812	791	753	743	754	764	758	754	-4.7%
3-5歳	1,307	1,289	1,253	1,259	1,236	1,217	1,189	1,165	1,122	1,126	1,132	-8.4%
小計	2,530	2,498	2,464	2,443	2,402	2,341	2,318	2,300	2,266	2,261	2,259	-6.0%
6-8歳	1,363	1,351	1,344	1,311	1,288	1,260	1,240	1,234	1,215	1,187	1,162	-9.8%
9-11歳	1,388	1,377	1,345	1,347	1,349	1,352	1,317	1,288	1,260	1,240	1,234	-8.5%
合計	5,281	5,226	5,153	5,101	5,039	4,953	4,875	4,822	4,741	4,688	4,655	-7.6%



基本理念、基本的な施策と基本方針について

子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としています。

障がい、疾病、虐待、生活困難、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指すことが国の指針としてもあげられています。

小城市においても、上記の考え方に沿い、本計画における基本的な施策の体系と方針を以下のように定めます。

基本理念	基本的な施策	基本方針
子どもが自分らしく笑顔で育っていきけるまち ——子どもは、小城市のたから——	次世代育成支援に関する施策	「小城市次世代育成支援後期地域行動計画」を継承し、全ての子どもが健やかに成長できるよう、地域ぐるみの子育て支援、母親と乳幼児の健康、教育環境や生活環境の整備、職業と子育ての両立、子どもを取り巻く安全の確保、要保護児童や障がいのある子への対応など、様々な取り組みを進めます。
	地域における子育ての支援	
	母性並びに乳幼児等の健康の保持及び増進	
	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
	子育てを支援する生活環境の整備	
	仕事と生活の調和の実現の推進	
	子ども等の安全の確保	
	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	
	幼児期の学校教育・保育の充実	幼児期の学校教育・保育ニーズに応えられるよう、施設整備等による量的拡大・確保を図ります。 さらに、教育・保育の一体的提供、施設の質の向上等により、より良い幼児期の学校教育・保育の提供を図ります。
	幼児期の学校教育・保育の提供	
	教育・保育の一体的提供推進	
	教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について	
	幼・保・小連携の体制強化	
	地域型保育事業と教育・保育施設との連携、地域一体の支援	
	地域子ども・子育て支援事業等の実施	妊娠・出産期から乳幼児期、学童期、18歳未満までの子どもに対し、切れ目なく、保護者の状況に応じた相談や情報提供、学びの支援を行うとともに子どもの健全な発達のための環境を整えます。 施設利用の円滑化や仕事と子育ての両立支援など総合的な支援を図ります。
	地域子ども・子育て支援事業 ↳13事業	
	産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	
	専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携	
	職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備	
	子どもの安心・安全な環境の充実	

教育・保育提供区域について

小城市では、以下に挙げる考え方から、認定区分(1号、2号、3号)ごとの幼児期の学校教育・保育と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、以下のように設定します。各事業の提供区域は基本的に市内全域を1区域と設定し、「放課後児童クラブ」は事業の基本となっている施設の配置を踏まえ、小学校区と同じ8区域でサービスを提供します。

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定
1号認定(3歳以上・教育のみ)	1区域(市内全域)
2号認定(3歳以上・保育あり)	
3号認定(0～2歳・保育あり)	

事業区分(子どもの認定区分)	区域設定
①利用者支援事業	1区域(市内全域)
②地域子育て支援拠点事業	
③妊婦健康診査	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	
⑧一時預かり事業	
⑨延長保育事業	
⑩病児保育事業	
⑪放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	8区域
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	区域ごとに需給対応する事業ではないため、区域設定はありません。
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

幼児期の学校教育・保育の充実と 地域子ども・子育て支援事業等の実施

●教育・保育・地域型保育の充実 認定区分と利用可能施設等

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育園・認定こども園などの利用を希望する場合、教育・保育の必要性に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分		利用区分	利用できる 主な施設・事業
1号認定	満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園部)
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園(保育園部)
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労状況や疾病等により、保育園等の利用を必要とする子ども	保育短時間 保育標準時間	保育園 認定こども園(保育園部) 家庭的保育・小規模保育など

●教育・保育の一体的提供推進

小城市で全ての私立幼稚園がすでに認定こども園となっています。今後、公立施設においてどのように展開していくのが課題です。

公立の幼保一体化施設の実現へ今後も慎重に検討し、また、希望する事業者のニーズに合わせ、今後の対応を図ります。

●教育・保育施設の質の向上及び教育・保育等の円滑な利用について

今後、いわゆる外国につながる乳幼児の増加が見込まれています。その乳幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援をしていきます。また、「子育てのための施設等利用給付制度」に基づき、幼児教育・保育の無償化に伴った保護者の経済的負担の軽減等を行っていきます。

さらに、全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組を進めていきます。

●地域子ども・子育て支援事業の充実

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ①利用者支援事業(基本型・母子保健型) | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健康診査 | ⑩病児・保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) |
| ⑤養育支援訪問事業 | ⑫実費徴収にかかる補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

●放課後児童の充実

- ①放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ②新・放課後子ども総合プランへの取組

●その他の事業の推進

- ①産休・育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
- ②専門的な知識及び技術を要する支援の県施策との連携(児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実)
- ③職業生活と家庭生活との両立支援に向けた雇用環境の整備
- ④子どもの安心・安全な環境の充実

子ども・子育て支援事業の数値計画

本市全体の教育・保育施設等と子ども・子育て支援事業等の数値計画は以下の通りです。

	単位	数値 区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
教育二歳(3-5歳 教育のみ)	人	確保値	519	435	445	439	431
保育二歳	人	確保値	1,658	1,698	1,731	1,691	1,667
2号認定(3-5歳)	人	確保値	976	989	1,003	976	959
3号認定<0歳>	人	確保値	154	160	167	166	166
3号認定<1・2歳>	人	確保値	528	549	561	549	542
(1)利用者支援事業(基本型)	箇所	確保値	1	1	1	1	1
(1)利用者支援事業(母子保健型)	箇所	確保値	1	1	1	1	1
(2)地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	人回	確保値	15,282	15,073	15,031	14,766	14,515
(3)妊婦健康診査	人	確保値	367	360	355	348	342
(4)乳児家庭全戸訪問事業	人	確保値	367	360	355	348	342
(5)養育支援訪問事業	人	確保値	177	174	172	169	166
(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	確保値	16	16	16	16	16
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児・低学年)	人日	確保値	348	345	336	331	327
(7)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)(就学児・高学年)	人日	確保値	361	354	348	340	332
(8)一時預かり事業(幼稚園型)	人日	確保値	12,444	12,193	11,607	11,450	11,293
(8)一時預かり事業(幼稚園型を除く) (ファミリー・サポート・センター)(未就学児)	人日	確保値	1,367	1,354	1,341	1,326	1,298
(9)時間外保育事業(延長保育事業)	人	確保値	652	641	624	615	605
(10)病児・病後児保育事業	人日	確保値	661	673	680	678	675
病児保育事業	人日	確保値	575	590	600	600	600
ファミリー・サポート・センター(病後児)	人日	確保値	86	83	80	78	75
(11)放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	人	確保値	775	775	775	775	775
1年生	人	見込値	231	228	227	221	217
2年生	人	見込値	168	166	164	159	156
3年生	人	見込値	131	128	128	124	123
4年生	人	見込値	100	98	96	94	91
5年生	人	見込値	39	39	39	38	37
6年生	人	見込値	25	25	25	25	25

第2期 小城市 子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月：令和2年3月

発行：小城市

編集：小城市役所 福祉部 社会福祉課

住所：小城市三日月町長神田 2312 番地 2

電話番号：0952-37-6107 FAX：0952-37-6162